小児慢性特定疾病重症患者認定基準

1. 重症認定区分が「1. 重症患者」に該当する場合

基準① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か 月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が 0.03
	以下のもの又は視力が良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が
	手動弁以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが 100 デシベ
	ル以上のもの)
上肢	両上肢の機能が著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したも
	<i>の</i>
	両上肢のすべての指の機能が著しい障害を有するもの(両上肢の全て
	の指を基部から欠いているもの <mark>又は</mark> 両上肢のすべての指の機能を全く
	廃したもの)
	一上肢の機能が著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以
	上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)
下肢	両下肢の機能が著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したも
	0)
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度
	又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児
	童において、腰掛け、正座、あぐら <mark>若しくは横座り</mark> のいずれもできな
	いもの又は臥位 <mark>若しくは</mark> 座位から自立のみでは立ち上がれず、他人、
	柱、杖、その他の器物の介護 <mark>若しくは</mark> 補助によりはじめて立ち上がる
	ことができる程度の障害を有するもの)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表
	の他の項(眼の項及び補聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上
	と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならし
	める程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の
	機能に相当程度の障害を残すもの)

基準② 基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析 (CAPD、持続携帯腹膜透析を含む) を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの

T
知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりの
もの
発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝た
きりのもの
気管切開管理又は挿管を行っているもの
この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝た
きりのもの
気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童にお
いて寝たきりのもの
気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童にお
いて寝たきりのもの

2. 重症認定区分が「2. 高額治療継続者」に該当する場合 医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある者

3. 重症認定区分が「3. 人工呼吸器等装着者」に該当する場合

長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者であって、日常生活動作が著しく制限されている者